

議第57号

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）

の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「107,100」を「114,500」に、「214,400」を「229,300」に、「238,100」を「254,600」に、「476,300」を「509,400」に、「154,800」を「165,600」に、「285,800」を「305,600」に、「333,400」を「356,600」に、「666,800」を「713,100」に、「416,800」を「445,700」に、「952,600」を「1,018,800」に、「47,600」を「50,900」に、「95,300」を「101,900」に、「71,500」を「76,500」に、「142,900」を「152,800」に、「166,800」を「178,400」に、「321,500」を「343,800」に、「250,000」を「267,400」に、「15,600」を「16,700」に、「31,000」を「33,200」に、「35,700」を「38,200」に、「23,900」を「25,600」に、「46,500」を「49,700」に、「53,700」を「57,400」に、「69,000」を「73,800」に、「81,000」を「86,600」に、「8,400」を「9,000」に、「17,900」を「19,100」に、「11,900」を「12,700」に、「22,700」を「24,300」に、「27,400」を「29,300」に、「1,790」を「1,910」に、「3,570」を「3,820」に、「4,170」を「4,460」に、「8,340」を「8,920」に、「1,080」を「1,160」に、「2,030」を「2,170」に、「2,390」を「2,560」に、「4,760」を「5,090」に、「1,430」を「1,530」に、「2,860」を「3,060」に、「3,340」を「3,570」に、「6,560」を「7,020」に、「14,260」を「15,250」に、「17,930」を「19,180」に、「23,870」を「25,530」に、「51,300」を「54,860」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。